

収入印紙

住宅支援資金借用証書

年 月 日

社会福祉法人
愛知県母子寡婦福祉連合会 理事長 殿

借 受 人 決定番号
住 所

電話番号 自宅
携帯

氏 名 印
年 月 日 生

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会高等職業訓練促進資金貸付規程等により、
下記のとおり住宅支援資金を借用します。

記

借用決定日	年 月 日
借用金額	円
貸付回数	円×回 (年 月 ~ 年 月 分)

以下にチェックを入れてください。

借用決定日から住所・家賃の変更はありません。

※住所・家賃の変更がある場合は貸付金を交付できません。再度、住宅支援資金を申請してください。

過去の借用状況確認欄

住所の変更などで再度借用証書を作成する場合は、必ずこちらを記入してください。

借用決定日	年 月 日
決定番号	
借用済金額	円 (円 × 年 月 ~ 年 月 分)

※借受人の印は印鑑証明の印鑑とする。

住宅支援資金借用証書の提出について

- ア 決定通知を受けた方は、「住宅支援資金借用証書」を提出することで、住宅支援資金が交付されます。
- イ 毎月1日～10日の間に「住宅支援資金借用証書」が到着した場合、到着した月の月末に、到着月分と次月分の2か月分を交付します。11日以降に到着したものについては、次月の月末に、次月分と次々月分2か月分を交付します。

※月末とは、その月の最後の金融機関営業日かつ社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会開所日のことです。

※「住宅支援資金借用証書」の到着月によって、偶数月払いと奇数月払いにわかれます。

偶数月払い（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

奇数月払い（5月、7月、9月、11月、1月、3月）